

国営かんがい排水事業 ふらの地区

事業の概要

本事業は、北海道中央部の上川支庁管内の富良野市及び空知郡中富良野町にまたがる畑2,945ha及び水田181haを対象に、農業用水の安定的な取水及び供給を行うため、東郷ダムの改修と揚水機1箇所及び用水路8kmの新設を行うものである。

目的・必要性

本地区においては、にんじん、たまねぎ等を主体とする野菜産地が形成されつつあり、基幹的な水利施設である東郷ダムからの安定的な取水を行う必要があるとともに、一部の畑では、かんがい施設が未整備であり、恒常的に用水が不足している。

このため、本事業は、用水施設を整備することにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定を図ることを目的とする。

費用対効果分析の結果

効 用（百万円／年）：農作物の生産量の増加	3,297百万円
営農経費の節減	715百万円
その他	217百万円
計	4,229百万円

費用便益比	1.02
便 益	57,290百万円
総事業費	55,848百万円

注1) 総事業費には関連事業費を含む。

注2) 数値は、土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

検 討

本事業及び関連事業により、畑地かんがいの導入、水田の用水不足の解消及び排水条件の向上が図られ、にんじん、たまねぎ等の作物の生産量が増加するとともに、用水確保等の営農に係る経費の節減等が図られる。

なお、本地区の施行にあたっては、

- ・森林において用水管路を敷設する区間には、植生の回復のため、植樹等を行う。
- ・ファームポンドにおいては、景観との調和に配慮し、コンクリート構造物に盛土を行い、張芝等により被覆する。

等の配慮を行うこととしている。

日程・手続

平成13年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始される予定である。

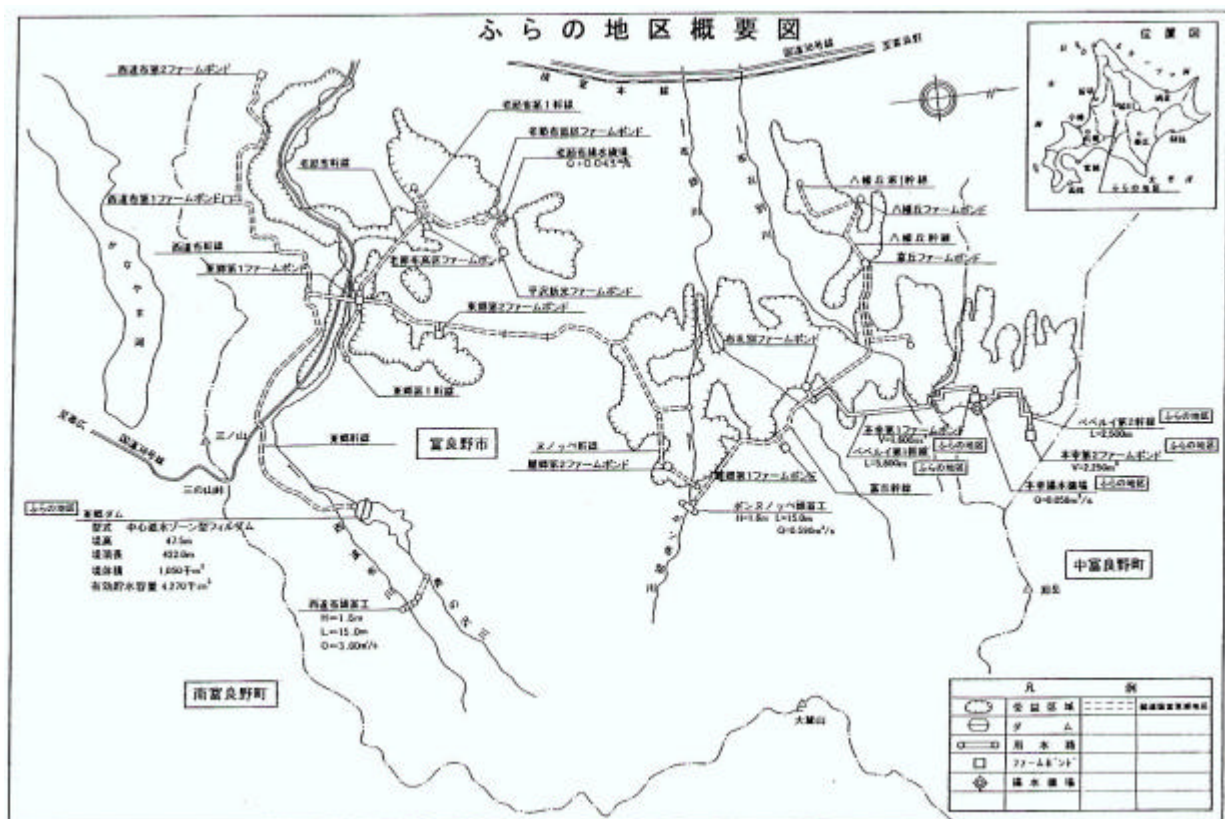
事業に対する意見

平成13年6月 上川支庁、関係市町等からなる「ふらの地区推進検討委員会」において、平成14年度新規着工要望を決議。

平成13年8月 富良野土地改良区総代会において、平成14年度新規着工要望を決議。

概要図

1. 受益面積	3, 126 ha
2. 受益者数	381人
3. 主要工事計画	東郷ダム 1箇所（改修） 揚水機 1箇所 用水路 8 km
4. 国営総事業費	7, 900百万円



平成 14 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：ふらの）

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業による効果が十分見込まれること。	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成 14 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：ふらの）

2．評価事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項	I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。 II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。 III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐ ☐ ☐ ☐
2．事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。 IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。 V 一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
3．事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 地元の事業推進体制が整備されている。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 IV 関連する他事業との調整が図られている。 V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。